

社会福祉法人福寿会キャリアパス規程

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉法人福寿会（以下「福寿会」という。）の介護職等に従事する職員のキャリアパスに関する事項について定めたものとする。

(目的)

第2条 この規程は、介護職員等の職位、職務内容等に応じた任用の要件と賃金体系を定め、勤労意欲の向上と職場の活性化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、処遇改善支給対象者の職員を対象とする。

(支給要件)

第4条 このキャリアパスによる支給は、介護処遇改善加算及び特定処遇改善加算が算定できる場合に支給されるものとする。

(職員の基準給与)

第5条 介護職員等の職位・等級は、別表に定める職位・職責により、本人の職務内容、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに、基本給、その他手当を決定する。

(昇給)

第6条 昇給は経験と評価により行う。正規職員は社会福祉法人福寿会給与規則第7条により同規則別表1給与表で評価により昇給を行う。その他の職員については、毎年3月に一時金を支給し、評価により昇給を行う。

(職位の変更)

第7条 毎年度、原則として4月からの1年間において査定を行い、各人の能力、職務内容が上位職位に該当する場合には、翌年度に格付けを変更する。

(改定)

第8条 当規程は、介護をとりまく環境、経営状況、職員のモチベーションを考慮し、改定が必要な場合には、キャリアパス要件を変更し、全介護職員に周知する。

(その他)

第9条 その他の軽微なことについては理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

一部改正 令和1年12月1日改正

一部改正 令和2年3月16日改正